

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年6月9日
事業者の氏名又は名称	塩江運送有限会社(法人番号5470002009186)(代表者 楠岡宏満)
事業者の所在地	香川県高松市松島町二丁目14番6号進成ビル3F
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県高松市塩江町安原下第1号1432
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第15条第4項
違反行為の概要	令和7年5月7日に、利用者等からの苦情等を端緒として監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年6月10日
事業者の氏名又は名称	株式会社ネットワークサービス(法人番号9470001013532)(代表者 石川靖子)
事業者の所在地	香川県三豊市豊中町上高野2544番地1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県三豊市豊中町上高野2544番地1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(179日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第17条第4項
違反行為の概要	令和7年1月16日に、労働局と合同で監査を実施したところ、12件の違反が確認された。 (1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間、連続運転時間、1日当たりの運転時間及び1週間当たりの運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項) (2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項) (3)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間が144時間を超えていた者がいたこと(安全規則第3条第4項) (4)乗務員等の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項) (5)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (6)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (7)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条) (8)運行指示書に記載すべき事項が不適切であったこと(安全規則第9条の3第1項、第2項、第3項) (9)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項) (10)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項) (11)新たに雇い入れした運転者及び高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(安全規則第10条第2項) (12)新たに雇い入れした運転者及び高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)
当該違反点数(営業所)	18点
違反点数(事業者)	18点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

※ 令和7年3月31日以前の違反行為については、法改正前の違反の条項を記載しています。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

行政処分等の年月日	令和7年6月16日
事業者の氏名又は名称	芸陽運送株式会社(法人番号7490001006783)(代表者 桑名周一)
事業者の所在地	高知県安芸市港町2丁目4-26
営業所の名称	南国物流第二センター営業所
営業所の所在地	高知県南国市小籠780-5
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法15条4項
違反行為の概要	令和7年5月13日及び同年5月14日に、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、3件の違反が確認された。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等台帳の作成が確実になされていなかったこと(安全規則第9条の5第1項) (3)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。